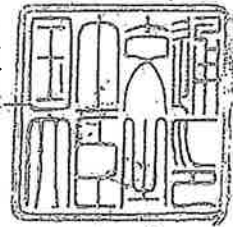




国海員第123号
平成29年7月20日

交通政策審議会
会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
石井 啓



交通政策審議会への諮問について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第60条第2項の規定により読み替えて適用される第57条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第283号

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部改正について

諮問理由

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成22年国土交通省告示第703号）の一部を改正することについて、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第60条第2項の規定により読み替えて適用される第57条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成二十二年国土交通省告示第七百三号）の一部改正関係

1 法第二十一条第一項の規定に基づき、事業主が船員に対して周知するに当たって講ずべき事項について、次のものを追加する。

(一) 船員のプライバシーを保護する観点から、船員が自発的に当該船員若しくはその配偶者が妊娠若しくは出産したこと又は当該船員が対象家族を介護していることを知らせることを前提としたものであること。そのために、法第二十五条に定める措置を事業主が講じている必要があること。

(二) 船員又はその配偶者が妊娠若しくは出産したことを知ったときに、当該船員に対し育児休業に関する事項を知らせるに際しては、当該船員が計画的に育児休業を取得できるよう、あわせて、法第五条第二項の規定による育児休業の再度取得の特例、法第九条の二の規定による同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例、その他の両立支援制度を知らせることが望ましいこと。

2 法第二十四条第一項に規定する休暇について、次に掲げる事項を追加する。

船員の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇とは、例えば、次に掲げるものが考えられること。なお、これらの休暇は、必ずしも単独の制度である必要はないこと。

(一) 配偶者の出産に伴い取得することができるいわゆる配偶者出産休暇

(二) 入園式、卒園式等の行事参加も含めた育児にも利用できる多目的休暇

3 法第二十五条の規定に基づき、職場における育児休業等に関するハラスメントの内容について船員の事情やキャリアを考慮して、早期の職場復帰を促すことは制度等の利用が阻害されるものに該当しないこととする。